

受託者を特定するための評価基準

別紙1

業務名：平城宮跡歴史公園朱雀大路東側地区 歴史体験学習館建築基本計画策定業務（平城宮跡の利活用推進事業（東側地区・単独公共））

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点		技術点				
	判断基準	管理技術者	担当技術者(※5)	照査技術者	小計	合計	
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※6	資格要件	一級建築士とは別に有する技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） ①技術士（建設部門「都市及び地方計画」） ②RCCM「造園」又は「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	/	/	2	23
		技術者資格を次のとおり評価する。 ①一級建築士 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） ①技術士（建設部門「都市及び地方計画」） ②RCCM「造園」又は「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外					
	専門技術力	平成22年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務：(A) 建築基本計画策定業務（※1） (B) 建築意匠計画策定業務（※1） (C) ランドスケープ業務（※1） ①同種業務の(A)、(B)、(C)の3つの実績がある（※2） ②同種業務の(A)、(B)、(C)のうち、いずれか2つの実績がある（※2） ③同種業務の(A)、(B)、(C)のうち、いずれか1つの実績がある ④上記①②③以外	①3 ②2 ③1 ④0	①2 ②1 ③0.5 ④0	/	5	
		平成22年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県土木マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①奈良市内における業務実績あり ②上記①以外	①2 ②0	①2 ②0	/	4	
	成績・表彰	企業技術力 ①6.5点以上（業務成績評定点の平均値-6.5）×0.2 ②6.0点以上5.6点未満（業務成績評定点の平均値-6.5）×0.4 ③6.0点未満 -3	Max 7			7	
		業務執行技術力 近畿地方整備局発注の平成28年4月1日以降、令和2年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰（建設コンサルタント等）の経験について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ③事務所長表彰の実績あり ④上記①②③以外	①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0	/	2	
手持ち※6業務量	専任制 公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。（照査技術者として従事するものは含まない。） ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	/	5	5	

- ※1 発注機関が、国又は地方公共団体が発注した業務に限る。
- ※2 複数の契約での実績も可とする。
- ※3 予定価格100万円以上の奈良県土木マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は6.5点として評価は0点とする。
- ※4 評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]とする。（[測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。）
- ※5 担当技術者を複数もつ場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※6 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
	判断基準	評価点	小計	合計
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	**	6	14
	実施手順 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
	その他 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
	その他 業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		4	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準	評価点	小計	合計	
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1 「建築基本計画の策定」について	①「建築基本計画の策定」において、関連業務（※7）を踏まえ、建築基本設計に必要な与条件説明資料を作成するうえでの着眼点及び手法について、具体的なかつ的確に示されている場合に優位に評価する。	**	12	24
		②「建築基本計画の策定」において、関連業務（※7）を踏まえ、コンテンツ基本設計に必要な与条件説明資料を作成するうえでの着眼点及び手法について、具体的なかつ的確に示されている場合に優位に評価する。		12	
	評価テーマ2 「世界文化遺産の遺産影響評価(HIA)に係る詳細分析の実施」について	①「景観への影響」において、世界遺産「古都奈良の文化財」に及ぼす影響を分析するうえでの着眼点及び手法について、具体的なかつ的確に示されている場合に優位に評価する。	**	12	34
		②「真正性への影響」において、平城宮跡の歴史的背景を踏まえた分析手法の決定、分析の実施を行ううえでの着眼点及び手法について、具体的なかつ的確に示されている場合に優位に評価する。		22	

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。				-
合計					100

※7 関連業務とは、「平城宮跡歴史公園朱雀大路東側地区 歴史体験学習館基本計画策定業務（平城宮跡の利活用推進事業（東側地区・単独公共））」及び「平城宮跡歴史公園（県整備区域） 管理運営手法検討業務（平城宮跡の利活用推進事業（西側地区・単独公共））」。

※8 の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。

技術点は、小数第3位を切り捨て小数第2位まで算出する。